

研究開発事業における特許関連経費の確保 について

平成29年9月26日

産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインについて

- 企業による大学とのオープンイノベーションの加速への期待は、**経団連提言「産学官連携による共同研究の強化に向けて」（平成28年2月16日）**によって明確化。
- 安倍総理から、第5回「未来投資に向けた官民対話」(平成28年4月12日)にて、次の発言あり。「我が国の大学は、生まれ変わる。**産学連携の体制を強化し、企業から大学・研究開発法人への投資を、今後10年間で3倍にふやす**ことを目指す。」
- 平成28年7月、産学官の対話の場として、**文部科学省と経済産業省が共同で「イノベーション促進産学官対話会議」を設置し、同年11月30日に、産業界から見た、大学・研究開発法人が産学連携機能を強化するうえでの課題とそれに対する処方箋をまとめたガイドラインを策定。**

産業界



産学官連携による
共同研究強化のための
ガイドラインの策定



大学・研究

- イノベーション経営への取組
- 大企業とベンチャーの連携



- 「組織対組織」の産学連携体制の構築
- イノベーション創出人材育成

イノベーション促進産学官対話会議

イノベーション促進のために求められる産学官
それぞれの役割や具体的な対応を検討

産学官連携深化WG

産学官連携による共同研究強化のための
ガイドラインの検討・作成

文部科学省・経済産業省が、大学等の各種経営課題について
検討した成果を集大成したもの

産学官連携による共同研究強化のための ガイドラインの構成

1. 全ての大学・研究法人に期待される機能

1) 本部機能	組織的な連携体制の構築
	企画・マネジメント機能の確立
2) 資金	費用負担の適正化・管理業務の高度化
3) 知	知的財産の活用に向けたマネジメント強化
	リスクマネジメント強化
4) 人材	クロスアポイントメント制度の促進

2. 将来的に改革を要する点

1) 資金	大学等の財務基盤の強化
2) 知	知的資産マネジメントの高度化
3) 人材	産学連携が進む人事評価制度改革

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」概要

●2025年度までに企業から大学・国立研究開発法人への「投資3倍増」を実現するため、**産学官による集中的な取組によるガイドラインの実効性確保と共同研究の拡大・深化**を目指す。

背景

- 我が国を取り巻くイノベーションの環境変化に対応するには、企業と大学・国立研究開発法人が連携するオープンイノベーションの推進が重要。
- 大学は、官民だけでは対応できない社会的課題を解決に導く知のエキスパートとして、社会的価値を創造していく必要。
- これまでの産学官連携での共同研究は極めて小規模であり、「組織」対「組織」の体制の「本格的な共同研究」が不可欠。
- 大規模な共同研究の成功要因(右表)を踏まえた大学・国立研究開発法人側のマネジメントに大きな期待。

産業界から見た、大学・国立研究開発法人が産学官連携機能を強化するうえでの課題とそれに対する処方箋をまとめたガイドライン(案)を策定し、2025年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額を現在の3倍へ。

パートナーシップの設計	・使命、戦略、ニーズ・スキルの共有・理解 ・成果目標・目標達成時期を含む長期の契約締結
管理体制	・指示系統等の管理方法の明確化
予算	・中央的な管理体制の構築 ・透明性が高く、費用対効果が高く、持続的な予算措置
知財管理	・社会的・経済的価値の最大化に向けた知財マネジメント ・知財に係る契約メカニズム(帰属によるインセンティブ)
コンプライアンス等	・リスクの適切な管理(営業秘密の適切な管理含む)
人的資源	・研究者に対する産学連携のインセンティブ付与
その他	・中小企業への参画機会、国際連携、影響評価の拡大

産学連携本部機能の強化

- 組織的な連携体制の構築／●企画・マネジメント機能の確立【処方箋】
- 本部において部局横断的な共同研究を企画・マネジメントできる体制を構築。企画と提案を行い、実行をサポート。
- 産学官連携機能の現状・課題を把握し、産学官連携に係る大学・国立研究開発法人の将来ビジョンを具体化する目標・計画を策定。

企画・マネジメント機能構築に向けた取組の視点

- 産学官連携の目標・計画の策定
 - 客観的・定量的情報に基づく現状把握
 - 目標・計画に沿った経営戦略の策定
 - (取組例)
 - 情報集約(共同研究数/規模、特許数等)と他との比較分析
 - 目指すべき共同研究を経営戦略に具体化したロードマップ策定
- 「研究経営」を意識した企画・事務と成果管理
 - シーズ情報、共同研究情報・権限等を本部へ集約して共同研究提案力を向上させ、ワンストップで提供
 - 本部での共同研究のリソース管理や柔軟な契約の締結
 - 共同研究の遅延リスクを踏まえたプロセス改善
 - (取組例)
 - 組織改編による本部への共同研究情報と契約権限の集約
 - 本部による共同研究進捗管理と研究リソース管理情報の還元
 - 集約されたシーズ情報を活用した共同研究提案
 - 共同研究提案・契約・計画での成果目標・目標達成時期の明記
- 高度な専門性を有する人材の配置・資質向上
 - 本部における高度な専門人材の配置とその資質向上
 - (取組例)
 - リサーチ・アドミニストレーター(URA)、インスティテューショナル・リサーチャー(IRer)、コーディネーター、経理・法務人材の配置
- 各種契約雛形・規程類の整備
 - 共同研究を行う前提となる知財取扱規程等の策定。
 - 共同研究契約締結の円滑化のための雛形類の整備。
 - (取組例)
 - リスクマネジメントに係る規程類・クローズド規程類の整備
 - 共同研究契約、基本的・包括的合意枠組、秘密保持契約の雛形

全ての大学・国立研究開発法人に期待される機能

研究成果が一層社会で活用される上で不可欠な視点

資金の好循環	知の好循環	人材の好循環
<ul style="list-style-type: none"> ●費用負担の適正化・管理業務の高度化【処方箋】 共同研究の経費から大学・国研の人件費(人件費相当額を含む)の支払いは可能 人件費、必要な間接経費、戦略的産学連携経費を含め積算(※) 直接関与時間によるエフォート管理 経費の算出等を通じたIR分析の導入とそのための体制整備 <p>※定率方式、積算方式、アワーレート方式、共通単価設定方式など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●知的財産の活用に向けたマネジメント強化【処方箋】 知的財産マネジメントの戦略的方針の策定 知的財産に係る予算の確保と管理体制の整備 不実施補償等への対応は、総合的な視点で検討 非競争領域の知的財産権を中核機関に蓄積 ●リスクマネジメントの強化【処方箋】5つの方向性 ※産学官連携を加速化しやすい環境醸成を念頭 ①マネジメント体制・システムの構築 ②学長・理事長等のリーダーシップの下での強化 ③研究者への普及啓発／④人材の確保・育成 ⑤事例把握、情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●クロスアポイントメント制度促進【処方箋】 民間企業等との制度活用に向け、規程等を制定・改定 人事評価や手当等、制度活用のインセンティブ付与 事務手続き面の有用な情報提供 運用上の課題の明確化及び解決による制度促進 リスクマネジメントの適切な実行
<ul style="list-style-type: none"> ●大学・国立研究法人の財務基盤の強化【処方箋】 人件費単価の独自設定の検討 戦略的産学連携経費による産学官連携等の基盤強化 財源の多様化と資金運用 	<ul style="list-style-type: none"> ●知的資産マネジメントの高度化【処方箋】 研究成果の社会実装(※)への全学的な意識改革 「研究の価値」に関するプロモーション強化 企業のオープン＆クローズ戦略への対応 ※大学発ベンチャーの創出・育成や地域貢献など 	<ul style="list-style-type: none"> ●産学が進む人事評価制度改革【処方箋】 産学官連携に携わる教員等の「価値」の再認識による柔軟な制度設計 企業における業績・経験の適切な評価と評価結果の活用

ガイドラインの実効性確保に向けて

- 産業界と大学・国立研究開発法人がガイドラインに基づく産学官連携活動の評価・改善を図るPDCAサイクルを実施。
- 大学・国立研究開発法人はガイドラインを教育・研究に並ぶ産学官連携の目標・計画を設定する等に活用。
- 大学・国立研究開発法人はガイドラインに基づく取組状況を対外的に見える化、産業界が共同研究のマッチングで活用。

具体的な取組

産業界

- 本部機能の強化
 - 資金の好循環
 - 知の好循環
 - 人材の好循環
 - 産学官連携の推進
- 大学・国立研究開発法人との**使命や戦略、ニーズ・スキル等の共有・理解**
共同研究経費の**人件費(学生を含む)、戦略的産学連携経費の算入**
特許権の積極的な活用に結びつける方策の検討
クロスアポイントメント制度の積極的活用
企業経営層が大型の共同研究について**直接コミット**
長期的視点での拠点化への貢献と地域未来に向けた産学官連携の検討

(産学官連携による共同研究強化のための政府の取組は別紙)

○今後取り組むべき施策

《大学等の知財戦略強化》

(大学等の知財マネジメントの強化)

・研究開発プロジェクトの優れた成果を国内外で適切に権利化・維持するために、事業化を視野に入れる制度においては、研究成果である特許の権利化まで、一部直接経費から支出することも含め、大学における適切な知的財産予算の確保方策を検討する。(短期・中期)

(文部科学省、関係府省)

平成29年5月16日 知的財産戦略本部決定 (抄)

(a) 研究開発ファンディング改革

オープンイノベーションの加速に向けて、大学等の組織マネジメント改革を促しつつ、大学等の研究力と企業の開発力を結びつけるべく、国が主導して、継続的に将来の投資を誘発するような社会・経済ニーズを見据えたファンディングを行い、非連続イノベーションを効率的に創出するシステムを確立する。具体的には、大学等の成果を将来のイノベーション創出につなげる機能を有するJSTのファンディングについて以下のように改革する。

・企業にとって価値の高い知財創出と事業化へのスムーズな接続

事業化を視野に入れる研究開発事業について、事業成果に基づく有望な知財創出を促進するための、特許出願費用の直接経費計上を含めた知財予算の確保や、企業の事業戦略への組み込みを想定した特許の作り込みの支援、ベンチャー企業立ち上げの支援を一体的に実施。

「オープンイノベーション本格的駆動に向けて」（平成29年7月10日）（抄）

今後の運用方針（案）

（現状）我が国の研究成果を適切に保護・活用するためには、各大学が競争的資金の間接経費や企業との共同研究における戦略的産学連携経費を知的財産マネジメント経費としてしっかり確保していくことが重要である。しかし、各大学の知的財産関連経費については、研究費の間接経費等からの支出は限定的。

（今後の方向性）

○研究成果の適切な保護・活用に向けた知的財産予算確保方策についての検討

公的研究費を用いて生み出された成果のうち、有望なものについて、権利化まで公的研究費（直接経費）で支援してはどうか。

【検討内容】

事業化を視野に入れる研究開発事業（具体的には、J S Tの未来社会創造事業、A – S T E P、C O I）において、委託研究実施期間内に特許権取得が見込まれる成果にかかる特許経費については、当該事業実施期間中は直接経費より支弁し、その他同期間内に特許権取得が見込まれない成果にかかる特許経費については、間接経費等を活用して支弁することを可能とするよう運用を変更。

○対象大学（担当理事の了承を得て産学官連携関係本部の意見としてアンケート提出）

北海道大学、東北大学、東京大学、東京工業大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学（計8大学）

○結果

（総論）全ての大学において、特許出願・権利化に係る経費を直接経費より支弁することについて、概ね肯定的な意見であった。

●特許の出願・権利化に係る経費については、一部直接経費より支弁することが望ましい。
（7大学）

●特許の出願・権利化に係る経費については、他の可能性のある財源候補より支弁することが望ましい。ただし、「運営費交付金が減少傾向の中、特許関連経費の捻出は大変」との状況に配慮し経費支弁を行う範囲を拡大することは有益と思われるが、財源捻出の状況等各機関様々であるため、従来通りの方法を維持するか直接経費で支弁するかは各大学の裁量に任されることが望ましい。（1大学）

期待される効果、懸念される影響とその考え方

期待される効果	懸念される影響	懸念への対応の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許出願を意図した研究開発計画を策定することができる。 ・ 研究者の発明創出へのモチベーションが向上する。 ・ 研究開発事業の成果に対する権利化が確実に遂行できる。 ・ 優れた発明を初期の段階で幅広く出願することができる。 ・ まず出願を行い、審査請求を行うまでの間に、関連する企業の関心有無を確認することが可能となる。 ・ 非競争領域の成果について、外国特許出願を含めた対応に積極的になる。 	<p>研究開発経費を圧迫するおそれがある。</p>	<p>少なくとも事業化を視野に入れる研究開発事業（JSTの未来社会創造事業、A-SSTEP等）において、優れた研究開発成果の権利化は優先されることが必要。</p>
	<p>有用性（技術移転可能性）が低い特許が多く出願されることとなる。</p>	<p>JST知財活用支援事業の「各大学等の知的財産マネジメント力強化支援」及び「JSTの研究開発事業における有望な新技術となる成果の探索、権利化、活用までの主体的支援」を通じて、有用性の高い特許の目利きを促進。</p>
	<p>研究開発事業が終了した後の費用が問題となる。</p>	<p>JST知財活用支援事業の「各大学等の知的財産マネジメント力強化支援」及び「JSTの研究開発事業における有望な新技術となる成果の探索、権利化、活用までの主体的支援」を通じて、特許の適切な棚卸し、早期の連携先発掘を促進。</p>